

県公害防止条例に基づく汚水に係る特定施設に関する手続

汚水に係る特定施設に係る届出は以下のとおりとなっています。各届出書は2部提出する必要があります。

汚水に係る特定施設に係る行為	届出書の種類	提出期限
汚水に係る特定施設を設置，増設又は更新する場合【条例第17条】	第2号様式 汚水に係る特定施設設置届出書	工事着手 60日前
新たに汚水に係る特定施設となった際，現に施設を設置している場合【条例第18条】	第7号様式 汚水に係る特定施設使用届出書	特定施設 となった 日から 30日以内
汚水に係る特定施設の構造，使用の方法及び汚水等処理方法等を変更する場合（汚水処理施設の増設や構造の変更等を含む。）【条例第19条】	第12号様式 汚水に係る特定施設の構造等変更届出書	工事着手 60日前
氏名（法人にあっては代表者氏名），名称，住所及び事業場の所在地の変更があった場合【条例第22条】	第19号様式 氏名（名称，住所，所在地）変更届出書	変更後 30日以内
特定施設を廃止又は使用停止した場合【条例第22条】	第20号様式 特定施設使用廃止届出書	廃止後 30日以内
特定施設の譲渡，借受，相続，合併及び分割による特定施設の届出者の地位を承継した場合（届出は承継した者が行う。）【条例第23条第3項】	第21号様式 特定施設承継届出書	承継後 30日以内

※ 実施の制限について

特定施設の設置（条例第17条）又は変更（条例第19条）については，その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ，その届出に係る特定施設の設置又は変更を実施することができません。60日以前に工事着工を希望する場合は，**特定施設の設置（構造等の変更）の実施制限期間短縮承認申請書**（第17号様式）を知事に提出する必要があります。